

小諸市景観計画

概要版

浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化が醸し出す
かも
「小諸の景観」を未来に！



小諸市

目 次

■ 小諸市の景観	1
■ 景観計画の位置づけ	2
1. 小諸市景観計画の目的と役割	2
2. 景観計画の位置づけ	2
■ 景観計画区域（法律第8条第2項1号関係）	3
1. 本景観計画区域	3
2. 景観計画区域の地区分け	3
■ 基本理念及び景観形成方針（法律第8条第2項2号関係）	3
1. 小諸市の景観形成に向けた基本理念	3
2. 役割	4
3. 地区ごとの景観形成方針	4
4. 視点場からの景観形成方針	5
5. 景観形成重点地区	6
■ 景観形成のための行為の制限に関する事項（法律第8条第2項3号関係）	7
1. 届出対象行為	7
2. 景観形成基準	8
■ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針（法律第8条第2項4号関係）	13
1. 景観重要建造物の指定の方針	13
2. 景観重要樹木の指定の方針	13
■ 良好的な景観形成のために必要な事項（法律第8条第2項5号関係）	14
1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	14
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準	14
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	14
4. 自然公園法の許可の基準	14
■ 小諸の景観形成にむけて	14
1. 景観形成のための取り組み体制	14
2. 協働による景観形成の推進	15
3. 総合的な制度の活用	16

■ 小諸市の景観

小諸を代表する景観としては、市内の至る所より眺望できる浅間山や高台から見下ろす市街などの「眺望景観」、市街地周辺に広がる農地や緑豊かな浅間山麓、千曲川のうねりが造りだした丘陵地などから形成された「自然景観」、宿場町又は城下町の歴史に育まれたまち並みや、谷間や千曲川沿いに点在する昔ながらの集落等の「歴史的景観」など、そこに密接した人々の生活の場があり小諸の景観をつくり出しています。

【眺望景観】



浅間サンラインからの浅間山



御影新田からの浅間山



本町通りからの北アルプス

【自然景観】



1000m林道沿道のカラマツ林



諸の集落と棚田



千曲川周辺の田園風景



ゆるやかに流れる千曲川



御牧ヶ原の菜の花畠



大久保橋の桜並木

【歴史的景観】



与良館



本町通り



重要文化財 旧小諸本陣（問屋場）

■ 景観計画の位置づけ

1. 小諸市景観計画の目的と役割

『小諸市景観計画』は、社会情勢の変化、景観法の制定などを踏まえ、従来の取り組みを充実・強化しながら、小諸市独自の良好な景観を形成・保全し、後世に残していくことを目的として策定します。

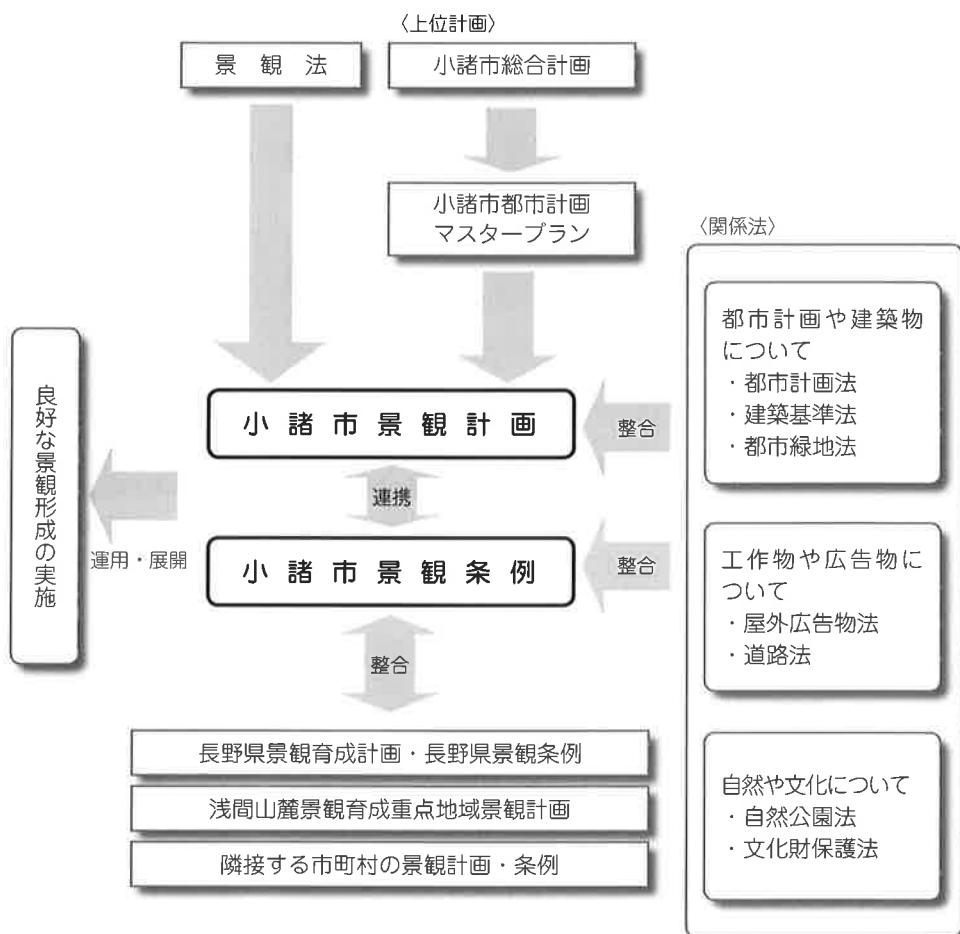
景観計画は、区域を定め、景観形成に関する考え方を示し、建築物や工作物の新築などの一定の行為に対して、景観形成上の基準を設けることにより、市民・事業者・行政等の連携を促す共通の指針として、景観からのまちづくりを推進する役割を果たすものです。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、小諸市の基本的な方針を定めている「小諸市総合計画第4次基本構想」に則り、小諸市の歴史・文化・自然をより豊かなものとしていくための小諸市独自の景観計画です。

景観計画の運用は、景観条例のなかで細かく規定され、景観計画を効率的かつ実効性を高めて活用するには、景観条例に定められた、様々な枠組みを活用することが重要となります。

また、景観計画は、一度策定して終わりというものではなく、今後、景観形成に必要な施策等を継続的に検討していきながら、社会情勢の変化や地域の特性変化に対応した、「成長する景観計画」として適宜追加・更新していき、景観計画の策定又は変更にあたっては、説明会の開催、縦覧その他の方法により情報を開示し、情報の共有化を図ります。



■ 景観計画区域 (法律第8条第2項1号関係)

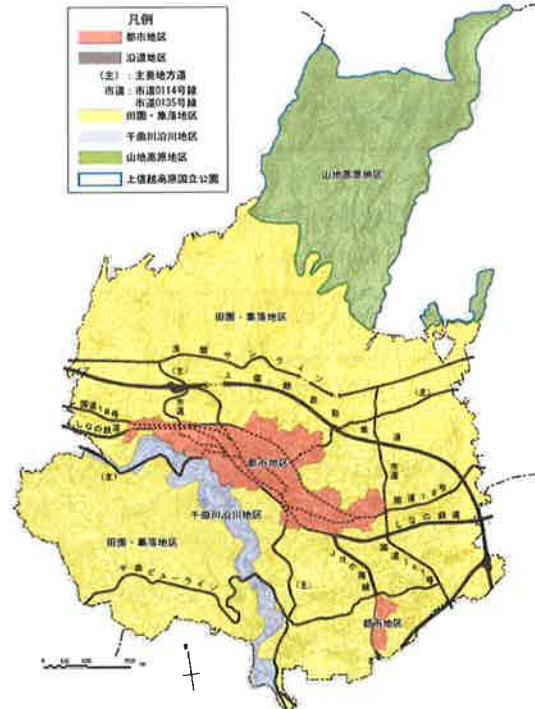
1. 本景観計画区域

小諸市全域を景観計画区域とします。

2. 景観計画区域の地区分け

本計画では、小諸市の景観の特性から市域を5つに区分し、景観形成の考え方を示します。

地区名	地区区分
①都市地区	都市計画法（S.43法律第100号）第8条第1項1号の規定による用途地域の地区
②沿道地区	以下の道路・線路、及び両側30m以内の地区 ・高速自動車国道 ・一般国道 ・主要地方道 ・広域営農団地農道 ・市道0135号線（小諸インターアクセス道路） ・市道0114号線（グリーンロード） ・しなの鉄道 ・JR小海線 ただし都市地区と重複した部分については都市地区、他の地区と重複した部分については沿道地区とする。
③田園・集落地区	①、②、④、⑤の地区を除く地区
④千曲川沿川地区	千曲川及び千曲川の沿川地区
⑤山地高原地区	上信越高原国立公園の地区



■ 基本理念及び景観形成方針 (法律第8条第2項2号関係)

1. 小諸市の景観形成に向けた基本理念

浅間山山麓の豊かな自然と歴史や文化を活かして、市民、事業者、市の協働により、小諸市民が誇りを感じる景観を創り、次世代へ継承するとともに、来訪者に対しても親しみと憩いを共感させる景観を育むことを目指し、基本理念を以下の通りとします。

〈基本理念〉

浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化が醸し出す

「小諸の景観」を未来に！

5. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の選定方針

景観計画区域のうち、次の項目に該当する地区については、「景観形成重点地区」として位置づけます。

この地区は住民の皆さん等との協議のうえ、小諸市景観計画との整合を図りながら、地域性を活かすための届出対象行為、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

〈指定方針〉

- 優れた眺望景観を有する地区
- 歴史的特徴のある景観を有する地区
- 自然と調和した景観を有する地区
- 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する地区
- 上記の他、市が景観形成上必要と認める地区

(2) 本計画策定時の重点地区

本計画策定時には、右記の地区を「景観形成重点地区」として指定します。

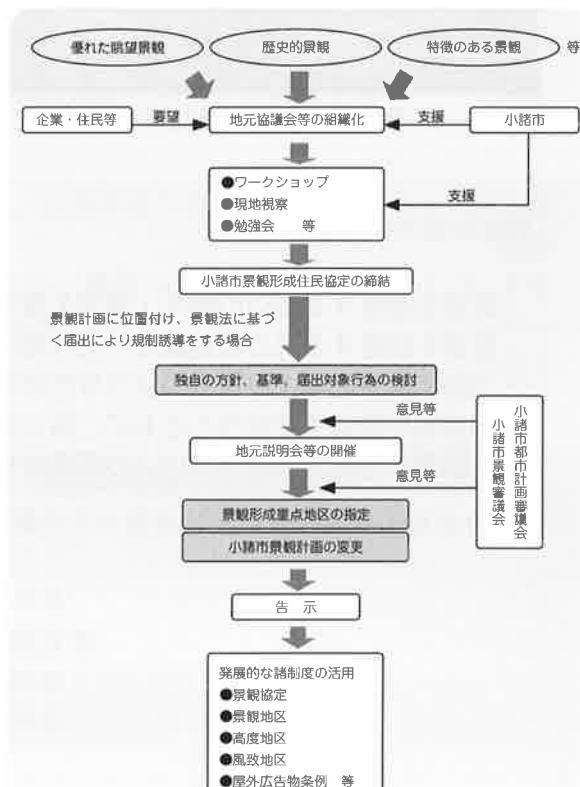
〈浅間山麓景観形成重点地区の景観形成方針〉

- ・建築物や屋外広告物等は浅間山や小諸市街への眺望を阻害しないようにし、周辺の自然環境と調和したものとします。
- ・良好な自然景観はできる限り残し、小諸市の景観の象徴となるように活用していきます。



(3) 今後の重点地区の指定

重点地区的指定は、右に示す手順によって指定することを基本とします。



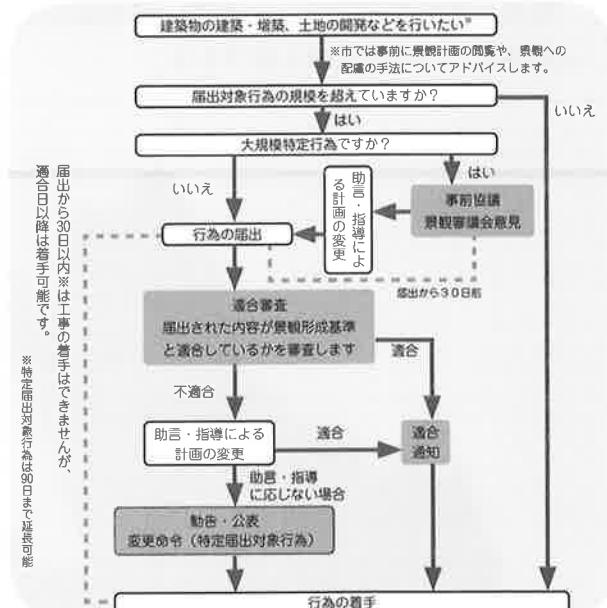
■ 景観形成のための行為の制限に関する事項（法律第8条第2項3号関係）

1. 届出対象行為

景観計画区域内において、開発や建設などの行為のうち、景観への影響が大きい大規模行為については、景観法に基づいて届出が必要となります。また、景観形成の先導的役割を担う重点地区については、より小規模な行為まで届出対象行為とします。

なお、景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩の変更に係わる行為については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。その他の行為については、法第16条第3項の規定により設計の変更その他の必要な処置をとることを勧告することにより誘導されることとなります。

〈行為の届出フロー〉



〈届出対象行為〉

行為の種類		規 模	
		一般地区	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	延床面積500㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの	延床面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
	外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係わる面積が400㎡を超えるもの	変更に係わる面積が25㎡を超えるもの
	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類 電気供給・通信施設等	建築面積1,000㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの 高さ18mを超えるもの	建築面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの 高さ8mを超えるもの
工作物	新築、増築、改築又は移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築面積1,000㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの 高さ18mを超えるもの その他	建築面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの 高さ8mを超えるもの 高さ5mを超えるもの
	土石の採取又は鉱物の掘採 開発行為・土地の形質の変更	面積3,000㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
屋外における物件の堆積		面積1,000㎡を超えるもの 堆積の高さ3mを超えるもの	面積100㎡を超えるもの 堆積の高さ3mを超えるもの
建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)		面積25㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含みます。

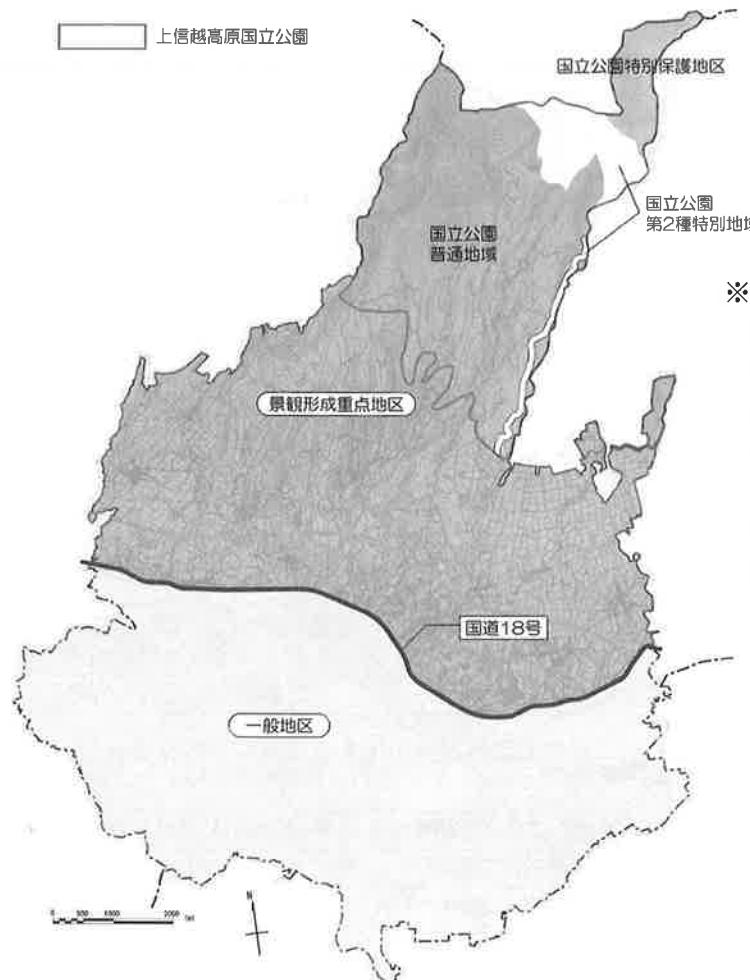
〈届大規模特定行為〉

行為の種類	規 模
建築物	延床面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ18mを超えるもの
工作物	建築面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ30mを超えるもの
開発行為等(土石の採取又は鉱物の掘採開発行為・土地の形質の変更)	面積5,000㎡を超えるもの

2. 景観形成基準

届出対象行為について、景観形成方針を踏まえた上で景観計画区域の地区区分毎に景観形成基準を設け、景観形成のための規制等を行います。規制の内容は景観法の8条第3項第1号及び第2号の規定により定めました。景観形成基準は次項より示す通りとします。

なお、下記の図で示した浅間山麓景観形成重点地区については、地区的景観資源を活かすため、一般地区とは別の基準を設けます。



※自然公園法で定める特別保護地区、特別地域内における各種行為について、環境省へ許可申請を提出した場合には小諸市景観条例に基づく届出を提出する必要はありません。

自然公園法の普通地域内については、環境省に届出を行った場合でも、小諸市景観条例に基づく届出は必要です。

(1) 全地区及び全行為共通の景観形成基準

事項	地区	全地区
浅間山の眺望景観の保全		まち並みや田園と背景となる浅間山景観を一体的に眺望できる視点場からの眺望範囲内では、行為による眺望景観の変化を認識し、可能な限り眺望景観を阻害しないように努める。

※上記の事項を確認するため、写真を提出して下さい。

- ①現況写真として、行為地及びその周辺の状況を示した写真の他、行為地付近から浅間山を背景として撮影した写真に概ねの行為地を書き込み提出する。
- ②P 5の写真の範囲内の行為については、主要な視点場である飯綱山公園からP 5に示した写真と同程度の画角で写真を撮影し、完成予想イメージを写真に入れ提出する。
完成予想イメージはフォトモンタージュやコンピューターグラフィックにより作成すること。
(困難な場合は行為地に概ねの完成予想図を写真に書き込んだものとする。)

(2) 一般地区的景観形成基準

事項		地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区		
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努める。		
		隣地後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努める。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。			
		眺望確保	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とする。				
		敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とする。				
	規模	高さ	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。				
			高さは周辺のまち並みとしての連續性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努める。	高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努める。		
	形態・意匠	調和	電波塔の高さは20mまでとする。				
			周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。				
			周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とする。		
			壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。				
			周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。				
			河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。				
		意匠	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。				
			非常階段、設備配管等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。				
	材料・素材	意匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努める。	屋根は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努める。		
		伝統継承	周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。				
			周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。				
	色彩等	色調	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。			
			外壁及び屋根の基調色は、ければ美しい色彩※とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色は、ければ美しい色彩※とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。			
			※けば美しい色彩を避けるため、以下の色彩を基調とする。 マンセル値による橙(YR)の色相においては彩度6以下、黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下。 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 - 外壁の面積の5分の1以内にアクセント色（低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色）として着色される部分（景観上支障がない場合に限る） - 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの - 柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色 - その他法令等で着色が義務づけられているもの				

一般地区(つづき)

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等	色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。
		照明・光源	照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。	
	敷地の緑化	敷地境界には、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。		
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。		
		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。		
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。		
	配置	緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。		
		緑化に使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。		
		道路等からできるだけ後退させるよう努める。		
	規模、形態・意匠	河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。		
		基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。		
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。		
		反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。		
	特定外観意匠	色彩等	地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。
			多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。
		照明	光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。		
		擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。		
		敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。		
土石の採取及び鉱物の採掘	採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。		
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。		
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方 法及び遮蔽方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。		
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努める。		

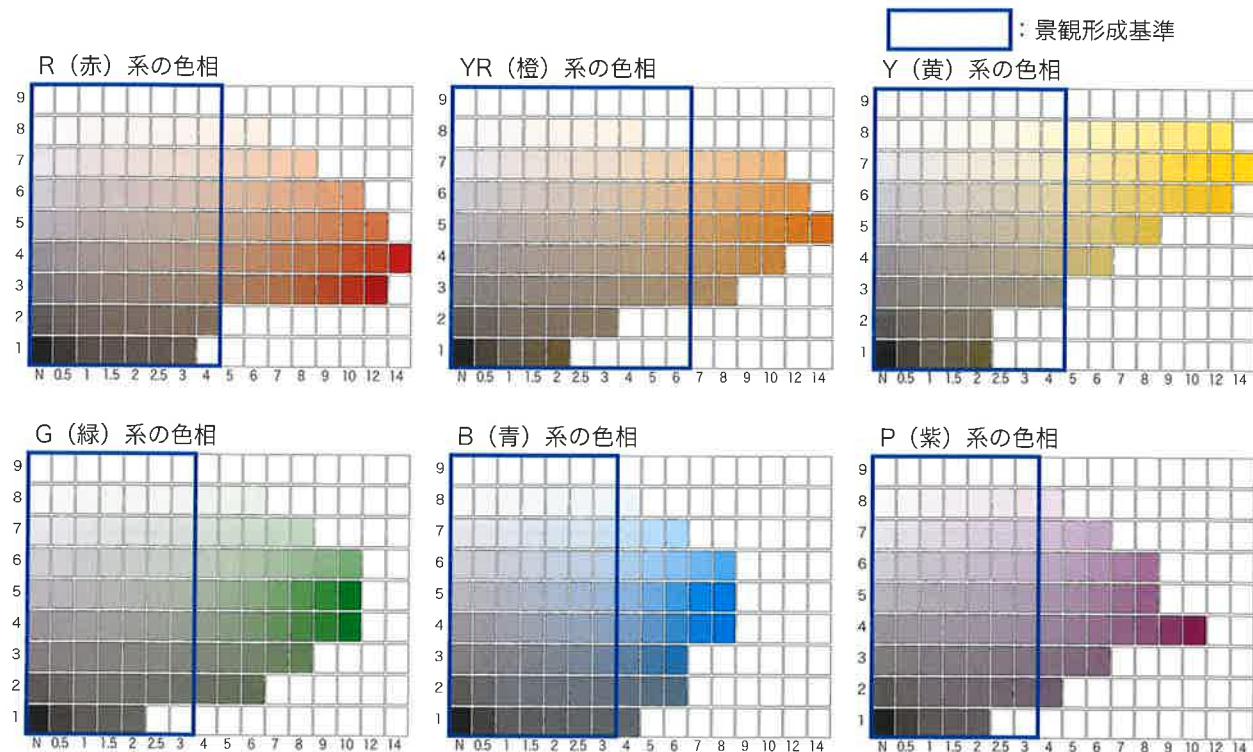
(3) 景観形成重点地区の景観形成基準

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。	
		隣地後退	隣接地と相互に協力して、まとまったく空間を生み出すよう努める。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。		
	眺望確保		浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。		浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。	
		敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これらを生かせる配置とする。			
	規模	電柱・塔等	電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置する。			
		高さ	浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。	高さは周囲のまち並みとしての連續性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努める。	
景観形成指針	形態・意匠	調和	周囲の建築物等の形態との調和に努める。	浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努める。		
			壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮する。			
			周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。			
			河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。			
			屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。			
	意匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努める。	屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。		屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努める。	
	材料・素材	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。				
		地域の優れた景観を特徴付ける素材を活用する。				
	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する。		反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。			
色彩等	色調	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩※とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。		外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩※とせず、できるだけ落ちていた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。		
		※けばけばしい色彩を避けるため以下の色彩を基調とする。マンセル値による橙(YR)の色相においては彩度6以下、黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下。ただし、次に該当するものは、この限りではない。		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の面積の5分の1以内にアクセント色（低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色）として着色される部分（景観上支障がない場合に限る） ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの ・柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色 ・その他法令等で着色が義務づけられているもの 		

景観形成重点地区（つづき）

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区		
建築物及び作物の新築、増築、改築 移転又は外観の変更	色彩等	色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用的な色彩相互の調和、使用的な量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。			
		照明・光源	照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意する。 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。			
	敷地の緑化	敷地境界には、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。					
		建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努める。					
		駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。		緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。			
		緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努める。		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。			
		敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努める。					
	配置	配置	道路等からできるだけ後退させるよう努める。	河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。			
		規模、形態・意匠	基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。	周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努める。			
		材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。			
	特定外観意匠	色彩等	反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。	反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。			
			地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。		
		照明	多色使いに際しては、使用的な色彩相互の調和、使用的な量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。			
			光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。			
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。					
		擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。					
		敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するよう努める。		敷地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないよう努める。			
		団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないよう努める。	団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないよう努める。				
土石の採取及び鉱物の採掘	採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺からは目立ちにくいやう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。					
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。					
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないよう積み上げる。		道路等から見えにくいやう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努める。			

景観形成基準で定めた外壁及び屋根に使用できる色彩の範囲は以下の通りです。



※図の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますので注意下さい。

■ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針（法律第8条第2項4号関係）

地域のランドスケープになる景観上重要な建造物、樹木を指定し保全することにより良好な景観の形成を図っていきます。指定された景観重要建造物及び景観重要樹木は、現状変更等に対する制限が可能になるとともに、その所有者等の適正な管理義務や景観行政団体と所有者が締結する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。

1. 景観重要建造物の指定の方針

〈景観重要建造物の選定〉

- 地域の自然、歴史、文化、生活等が、景観上の特徴として外観に表れているもの
- 地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の目標物やランドマークとなっているもの
- 新たな都市文化を創造する地域を象徴するもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

2. 景観重要樹木の指定の方針

〈景観重要樹木の選定〉

- 地域の景観形成を考える上で重要な構成要素となっているもの
- 地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の目標物やランドマークとなっているもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

■ 良好な景観形成のために必要な事項（法律第8条第2項5号関係）

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物に関しては、地域の景観の要素として周辺と調和するように配慮することとします。当面は長野県の屋外広告物条例に準拠していきますが、今後、重点地区等特に良好な景観形成を推進していく地区においては、上乗せ基準等を設定した小諸市独自の屋外広告物条例の制定について検討していくものとします。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

道路や河川、公園等の公共施設は景観を構成する要素の一つであるため、これらの整備にあたっては当該公共施設の管理者は本景観計画に十分配慮するよう努めるものとします。今後、地域の景観に大きな影響を与える場合や、視点場として重要な場合には、景観計画においてその公共施設を景観重要公共施設に位置づけるとともに、整備に関する事項において、整備計画策定上の前提となる事項や使用する材質等の技術的要件を定め計画的な整備を誘導します。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農業は、四季折々の特徴ある景観をつくりだし、小諸市の景観を形成する重要な要素の一つですが、一部には耕作放棄地が増加し景観を阻害しているといった問題点もあります。今後、必要に応じて農業を活用した景観形成や、地域作りへの機運を高め、対象地域、方針等を定めた景観農業振興地域整備計画を策定していきます。

4. 自然公園法の許可の基準

上信越高原国立公園普通地域においては、自然公園法に基づく届出を行う場合も、市景観条例に基づく届出は必要とします。

今後、より良好な景観形成が必要な場合は、関係機関と協議の上、自然公園法の許可が必要な行為への上乗せの許可基準について検討します。

■ 小諸の景観形成にむけて

1. 景観形成のための取り組み体制

(1) 小諸市景観審議会

市長が諮問する景観形成に係る重要な事項について審議する機関です。景観計画の策定や景観形成重点地区の指定等、景観形成に関することについて審議し、市長に答申します。

(2) 小諸市景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成を図るために必要な協議を行う組織です。今後、必要に応じて、組織化を検討します。

(3) 隣接市町や庁内における連携

景観形成に係わる各行政機関や隣接市町との連携及び整合のとれた景観形成の推進のため、関係機関との協議・連携を図っていきます。

(4) まちづくり活動の主体づくり

NPOやボランティア団体、地元組織など、様々なまちづくり組織の設立を支援するとともに、これからリーダーとなる担い手の育成のための取り組みを検討します。

(5) 景観形成市民団体の認定と支援

良好な景観形成を図ることを目的とする一定の区域内の市民で構成され、要件を満たす団体を景観形成市民団体に認定します。

市は景観形成市民団体に対して専門家の派遣、技術的な援助、経費の一部助成をすることができるものとします。

2. 協働による景観形成の推進

(1) 市民の景観に関する意識の向上等

① 広報活動

広報こもろや市公式ホームページ等で景観に関する情報提供を随時行います。

② 研修会・イベント等の開催

市民の参加意欲に応じ、身近なレベルで景観形成活動に参加できる研修会、まち歩きイベント等関係機関と協力して開催します。

③ 各表彰制度への協力

各団体が主体的に取り組む景観形成に寄与する建築物や取組みへの表彰について協力します。

④ 親しみのもてる景色の写真展・絵画展等の開催等

小諸の景観をテーマとした写真、絵画、子どもたちの写生等の展示会の開催、協力等をします。

(2) 市民参加の景観形成

① 花いっぱい運動

平成6年に始まり、現在は市内87団体の皆さん的手で花苗が植えられ管理されています。今後も継続し、沿道景観の向上や荒廃地の美化を図ります。

② 記念木の配布

前年度の市民の皆さんの結婚、誕生、新築、小学校入学を祝福し、苗木を記念木として市より配布しています。それぞれの敷地内に植樹することで緑豊かなまちづくりに繋がっています。

③ 桜の里親制度

飯綱山公園では、現在市民の皆さんを中心となり、桜の木の里親として管理を行っています。今後は公園全体の管理を協働で進める組織づくりの検討をします。なお、当公園からの眺望は市民アンケートにおいても「小諸で好きな景観1位」に選ばれており、桜が成長した際は市内でも有数の景観資源となることが期待されています。

④ 休耕地の活用

「豆まめの会」「いもいもの会」等の組織がつくられ、休耕地を活用した作物の栽培を行っているほか、収穫体験等も行っています。

また、「菜種振興組合」では、休耕地を活用した菜の花の栽培を行っており、毎年「菜の花まつり」を開催し、開花期には大勢の見学者が訪れています。

⑤ 緑の募金

家庭・職場・学校等を通じて毎年実施される「緑の募金運動」は、緑豊かで健全な森林づくりを目指し、学校や公園等の公共施設の緑化、各区への苗木の配布、植樹祭の実施等に活用されています。

(3) 小諸市景観形成住民協定の認定

地域の住民の皆さんが、景観形成のために一定の地域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関する自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観形成住民協定として市長が認定を行います。

(4) 景観形成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助

①市は、景観計画に基づいて、景観形成に資する事業を行う個人又は団体等に対し、予算の範囲内において、その事業に対する経費の一部を補助することができるものとします。

②市は、景観重要建造物等の所有者又は占有者に対し、予算の範囲内において、景観重要建造物等に指定された物件の保全に対する経費の一部を補助することができるものとします。

3. 総合的な制度の活用

良好な景観形成のために、景観法に基づく各種の制度を総合的、一体的に活用するとともに、都市計画法に基づく地域地区その他関係法令の各種規制誘導措置を検討します。

〈活用できる制度〉

- ・景観地区（景観法第61条）
- ・準景観地区（景観法第74条）
- ・景観整備機構（景観法第92条） 等